

令和元年第6回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月9日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

報告第 3号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について

報告第 4号 平成30年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について

日程第 5 議案第40号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 6 議案第41号 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第42号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第43号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について

日程第 9 議案第44号 令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第45号 令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 認定第 1号 平成30年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第 2号 平成30年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第 3号 平成30年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第 4号 平成30年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第 5号 平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 同意第 1号 氷川町教育員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	西 尾 正 剛	2 番	木 下 厚
3 番	河 口 涼 一	4 番	清 田 一 敏
5 番	長 尾 憲二郎	6 番	吉 川 義 雄
7 番	上 田 俊 孝	8 番	三 浦 賢 治
9 番	米 村 洋	10 番	松 田 達 之
11 番	片 山 裕 治	12 番	上 田 健 一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 山 早 苗 書 記 畑 野 照 美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	太 田 篤 洋	総 務 課 長	稲 田 和 也
企画財政課長	濤 岡 美智代	税 務 課 長	西 田 美 子
町 民 課 長	尾 村 幸 俊	福 祉 課 長	山 本 昭 義
農業振興課長	前 田 昭 雄	農 地 課 長	星 田 達 也
建設下水道課長	野 田 俊 明	地域振興課長	前 崎 誠
会 計 管 理 者	橋 本 智 明	学校教育課長	岩 本 博 美
生涯学習課長	増 永 光 幸	代表監査委員	島 田 博 行

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（上田健一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和元年第６回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（上田健一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、３番、河口涼一君、４番、清田一敏君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（上田健一君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月１８日までの１０日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月１８日までの１０日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（上田健一君） 日程第３、諸般の報告を行います。

今回、受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。

この１件は、総務文教常任委員会に付託しましたので報告します。

例月出納現金検査並びに補助金監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、令和元年第１回八代広域行政事務組合議会臨時会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、令和元年７月８日に、熊本県町村議会議長会、常任委員長・議会運営委員長研修会が益城町で開催され、清田委員長、片山委員長が出席しましたので報告します。

次に、令和元年7月31日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、令和元年8月5日に、熊本県町村議会議長会正副議長研修会が熊本市で開催され、正副議長が出席しましたので報告します。

次に、令和元年8月7日から14日まで、ペルー熊本県人会会長の平岡様よりご案内があり、ペルー熊本県人会創立100周年記念式典に、町長と出席しましたので報告します。

次に、議員派遣の結果になりますが、令和元年7月24日、政府要望として議員11名、藤本町長、企画財政課職員の同行の下で実施し、農林水産大臣、農村振興局長、関係部長・課長に、農業農村整備事業の推進についての要望書を提出してまいりましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

報告第 3号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について

報告第 4号 平成30年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について

日程第 5 議案第40号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 6 議案第41号 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第42号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第43号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について

日程第 9 議案第44号 令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第45号 令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 認定第 1号 平成30年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第 2号 平成30年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第 3号 平成30年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第 4号 平成30年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第 15 認定第 5 号 平成 30 年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 同意第 1 号 氷川町教育員会委員の任命について

○議長（上田健一君） 日程第 4、報告第 3 号、宮原まちづくり株式会社の経営報告についてから、日程第 16、同意第 1 号、氷川町教育員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

町長の行政報告及び提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気の一つ、白露を過ぎましたものの、まだまだ毎日暑い日が続いております。議員各位には日々ご健勝にて、ご活躍のこととお慶びを申し上げます。

本日は、令和元年第 6 回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中にお繰り合わせご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また日頃より、町政運営にあたりまして格段のご理解とご協力を賜り、おかげをもちまして各種事業につきましても概ね順調に進捗をいたしております、心より感謝とお礼を申し上げます。

台風 15 号が首都圏を直撃いたしておりますが、今年は全国的に雨量が多く、先月の九州北部豪雨では佐賀県を中心に大きな被害が発生をし、尊い命と貴重な財産が奪われました。被災されました皆さま方に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。特に今回は油の流出もありまして、被害が拡大したところであります。八代広域消防本部からも 4 隊、12 名の緊急援助隊を派遣いたしましたので、ご報告をいたします。

熊本地震発災から 3 年 5 カ月を経過いたしましたが、いまだに 7 世帯 25 名の皆さま方が仮設並びにみなし仮設住宅において、生活を続けられていらっしゃいます。それぞれの再建の目処が立てられておりまして、熊本地震からの復旧・復興はほぼ終了したのかなというふうに思っております。併せまして、どうしても再建できない皆さま方につきましては、町有住宅のほうに、今、住んでそのまま生活を続けていただいているところでありますので、ご報告をいたします。

先ほど議長からもお話がありましたが、去る 8 月 7 日から 14 日までの 8 日間、ペルー熊本県人会創立 100 周年記念式典出席のため、上田議長並びに濤岡企画財政課長とともに、首都リマ市を訪問をいたしました。熊本県からも小野副知事、井手議長、吉永県議及び職員の皆さま方も参加をされておりました。記念式典は、リ

マ市内のゴルフ場の一角に特設会場が設けられ開催をされましたが、ペルー外務大臣、アジア太平洋州局長、在ペルー日本大使をはじめ、多くの外交官の皆さん方も出席をされておりました。私も氷川町を代表して祝辞を述べさせていただいたところでもあります。熊本県人会の皆さま方のペルー社会における貢献の大きさ、ふろさと氷川町、あるいは熊本を思う気持ちを改めて感じられた素晴らしい記念式典でございました。

その際、平岡様より、ペルーは貧富の差がとても激しく、日々の生活にも困窮しているいらっしゃる方々が多数おられると。平岡夫妻も慈善活動をされておまして、日本から古着等があれば送っていただければとても助かりますというような申し出がありましたので、氷川町といたしましても町民の皆さま方に呼びかけ、できる限りのご支援をしてまいりたいと考えておりますので、議員各位にもぜひご支援をいただきたいというふうに思います。

また、本年4月に平岡さまご家族が氷川町を訪問された際に、寄付の申し出をいただいております。いくつかの案を持って、ペルーに渡ったところでもあります。内容説明をいたしましたところ、竜北西部小学校の学童保育施設の建設につきまして興味を示されました。今、西部小学校は空き教室を使って学童保育を行っております。本来ならば、別棟があれば一番いいわけですが、なかなかスペースがないということで、空き教室を今使って学童保育を行っておりますが、帰りまして関係課にもご相談をいたしましたところ、やはり別に学童保育の施設があったほうがいいというような見解がありましたので、その具現化に向けまして今後、調整をしてまいりたいというふうに思っているところでもあります。なお、詳細につきましては、広報誌の来月号に掲載をしたいと思っておりますので、ご一読いただければというふうに思います。

さて、令和元年度も5カ月を過ぎましたが、主な事業の進捗状況を報告をいたします。

まず、3年目を迎えます、防災行政無線デジタル化事業につきましては、各世帯への戸別受信機の更新を行うことといたしておまして、今日9月9日から11月15日にかけて、それぞれ地区ごとに順次、更新をしてまいります。

野津防災公園整備事業につきましては、既に造成工事に着手をしておまして、造成用の碎石3,000立米につきましては、国土交通省熊本河川国道事務所より無償で提供いただいているところでもあります。

まちづくり酒屋美装化事業につきましては、昨年度の外装工事に引き続き、内装工事が既に工事が始まっておまして、来年2月末の完了の予定であります。

高齢者等福祉タクシー料金利用料金支援実証事業につきましては、8月末までに

137名の皆さま方より申請がありました。対象者の約2割というところでございます。

病児・病後児保育事業につきましては、登録者数が14名で、8月末までに延べ21件の利用がっております。

こども医療費助成につきましては、本年4月から対象年齢を18歳までに引き上げ、子育て世代の支援を図っているところであります。

プレミアム付き商品券販売事業につきましては、氷川町商工会が実施主体となり、7月1日から販売を始め、7月23日には完売をいたしました。町内でのお買物に利用されておまして、町内の商工業及び経済の活性化に役立っているものと思います。

住宅リフォーム事業につきましては、本年度も利用が多く、8月末現在で通常の住宅改造分で申請件数26件、補助決定金額485万4,000円、実工事費にいたしまして、3,705万8,000円の実績であります。

熊本地震一部損壊家屋補修分では、申請件数2件、補助決定額40万円、実工事費では335万3,000円の実績となっております、相応の経済効果と復旧支援に役立っているものと感じております。

い草機械再生支援事業につきましては、8月末現在で申請件数8件、補助金額127万3,000円の実績でありまして、機械の延命化とともに、生産性の向上に大きく役立っております。併せまして、いぐさ・畳表生産体制強化支援事業におきまして、い草の収穫機であります、ハーベスタ11台の導入が図られたところであります。

団体営農業農村整備事業により、農業用排水路の改修を実施するとともに、多面的機能支払交付金を活用いたしまして、各地区内の農道及び水路等の維持補修が図られております。

竜北地区排水対策につきましては、県営湛水防除事業で実施されておりますが、事業の進捗が当初計画よりも遅れている状況でございますので、今後とも県と連携を図り、事業推進を図ってまいります。また、氷川大堰の改修につきましては、氷川下流地区基幹水利施設ストックマネジメント事業により、年度計画により進めているところでありますけれども、こちらも当初の計画より遅れているところであります、県とともに事業の推進に傾注をしてまいります。

いずれにいたしましても、国の農業関係予算が厳しい状況にあり、予算確保に向けて積極的に政府要望等を行う必要があるというふうに感じております。その意味で去る7月24日に、皆さまとともに農林水産省の各部局へ実施をいたしました、政府要望活動は大変意義があったものというふうに感じております。

下水道宮原処理区の八代北部流域下水道処理区への編入が既に正式に決定しております。まして、県営事業によりまして整備が進められているところであります。

小中学校空調設備等設置工事につきましては、すべての受注業者が決定をし、工事が進められておりますが、エアコン本体の入荷状況によりまして進捗状況も左右されるものというふうに感じております。

宮原小学校給食受け庫新築工事につきましては、進捗率30パーセントでありまして、来年1月末の完了を見込んでおります。

大空町との交流事業では8月1日から8月5日までの5日間、本町の中学2年生10名が大空町へ研修派遣を行ったところであります。さまざまな体験とともに大空町の子どもたちとの交流を通して、友好の絆を深めてくれたものというふうに感じております。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告2件、条例の制定及び一部改正3件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算3件、平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定5件、同意1件でございます。

報告第3号は、宮原まちづくり株式会社の経営報告について、報告第4号は平成30年度氷川町財政健全化判断比率等の報告でございます。

議案第40号は、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化を図るための法律が公布をされ、関係法の一部が改正されたことに伴いまして、関係条例を整備するものであります。

議案第41号は、住民基本台帳施行令等の改正に伴い、旧氏での印鑑登録を可能にするため、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第42号は、一般家庭ごみ収集用指定ポリ袋の金額につきまして、近隣自治体との均衡を保つため、氷川町手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第43号は、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ4億6,201万1,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ73億9,390万4,000円とするものでございます。歳入の主な項目は、地方交付税、国県支出金及び繰越金、歳出の主な事業内容は、プレミアム付商品券事業交付金、地区要望対応等事業及び財政調整基金積立金であります。

議案第44号は、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億1,524万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ18億2,087万1,000円とするものでありまして、歳入の主なものは繰越金、歳出の主な内容は償還金及び還付加算金、基金積立金でございます。

議案第45号は、令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であ

りまして、歳入歳出それぞれ５５２万４、０００円を追加し、歳入歳出総額それぞれ５億６、７５０万９、０００円とするものでありまして、歳入は繰越金、歳出の内容は消費税でございます。

認定第１号から認定第５号までは、平成３０年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見書及び主要な施策の成果に関する調書を添付をし、認定に付すものでございます。

同意第１号は、氷川町教育委員会委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なご決定とご承認をいただきますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田健一君）　これから、報告第３号から順次、詳細説明を求めます。

地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎　誠君）　報告第３号、宮原まちづくり株式会社の経営報告について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定によりご報告いたします。

報告にあたりまして、４ページまでは、平成３０年度の事業計画であります。報告規定では、地方自治法施行令第１７３条に、毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類という規定になっています。そのことから、当初の計画と見比べていただきながら、口頭で事業実施報告という形になります。予めご了承ください。

資料２枚目の２ページをご覧ください。活動事業の１．イベント事業ですが、既存のイベント地蔵まつり、初市などは観光物産協会及び商工会との連携を密にして、お互い相乗効果が得られるような取り組みをいたしました。また、表の間を利用した作品展を１０回及びものづくり体験講座を４回実施し、来客及び売り上げにつなげました。

今期で１７回目を迎えた「ひなまつり展」は、表の間、居間を利用して四季をテーマに展示を実施いたしました。町内外から保育園や福祉施設等からのリピーターも含め、たくさんの方にご来場いただいております。昨年の入場者数は７、７２２名でしたが、今年は８、５５６名の入場者で賑わいました。また、昨年、好評でありました、ひなまつり限定メニュー桜セットに加え、ひなケーキセットも販売を行い、合わせて４６１セットも注文があり、来場者にお喜びいただきました。

そのほかに、恒例となりました「わらしべ市」を１２月に開催し、氷川町商工会青年部が中心となり開催されました「ボタニカルマーケット」に参加し、物産販売を通じ中心市街地の活性化を図りました。

資料3ページになります。2のエコショップ運営事業であります、「エコショップ清流」の事業としては、EM発酵液、これまでの普及活動を踏まえ、新規の利用拡大を図り、環境学習の一環として、町内全小中学校のほか、八代市、芦北町、水俣市など町外の小学校においても少しずつ普及してきています。また、地区の要望に応じた講習会を行い、町内の子ども会や老人会を含む、地域団体と一緒にEM団子をつくり、川に流す活動をしています。その成果として、川がきれいになり生き物の生育に寄与していきます。さらに環境問題を踏まえて、農家の使用も見受けられるなど、少しずつ定着しています。

3の中心市街地のまちづくり応援助成事業につきましては、恒例となりました氷川公園のイルミネーション事業では、世界平和への願いを込めてアニメキャラクターのデザインがされました。公園の樹木にもイルミネーションが飾られ、話題性があり中心市街地の賑わいに貢献できたと思います。また、氷川町商工会青年部が中心となり、企画開催されました「ボタニカルマーケット」では、オーガニックフード、ハンドメイドなどの独自の持つ商品力を発揮できる会場づくりを行い、出店者の新たな販路開拓と氷川町の知名度向上を目的に実施いたしました。

4の請負委託事業は、平成22年4月より八代生活環境事務組合クリーンセンター内の不燃物処理業務を請け負っておりまして、7名の従業員で業務を行っていましたが、昨年2名の退職がありました。現在は5名の従業員で業務を行っています。また、平成27年10月にオープンしました「秋山幸二ギャラリー」も管理業務を受託し、これまでに延べ2万人ほど、県内外各地より多くの来訪者があり、出身地の氷川町のPRに貢献しているところであります。

喫茶物品販売事業は、喫茶や町特産品を含めた物産販売を行い、来館者が楽しみ交流する場を提供するとともに、町特産品のPRにつながっています。

次に、当期の収支についてご報告いたします。7ページになります。損益計算書で説明させていただきます。右側上の数字をご覧ください。営業収益は2,579万4,734円で、前期に比べ約387万円の減額となりました。一方、営業費用は、売上原価が179万2,573円、販売費及び一般管理費が右下の数字で2,277万9,528円となり、これを合わせまして2,457万2,101円、これは前期と比べますと約157万円の減額となります。これは請負業務で、八代生活環境事務組合の委託料の減少が主なものであります。

一番上の営業収益から営業費用を引きました129万5,259円、これは前期と比較しますと、約126万円の減となります。この営業利益129万5,259円に営業外収益を加えた税引前の当期純利益は下から3行目になります。132万3,934円となります。これに対します法人税が下の7万8,100円で、当期純

利益は一番下の１２４万５，８３４円となっています。

収支の主なものとしまして、１０ページをご覧くださいと思います。第１７期まちづくり株式会社の収支決算書を付けております。上から、喫茶や物品、物産販売等の売り上げで約３４７万円、まちづくり株式会社管理委託料で４２９万５，０００円、秋山幸二ギャラリー管理委託料の約７３万円、クリーンセンターの請負業務委託料の１，７３０万２６０円となっております。

支出の主なものは、社員の人件費で、福利厚生費、通勤手当も合計しますと約１，９３０万円、物産等の仕入れが約１７２万円となっています。

前の８ページをご覧ください。株主資本等変動計算書です。この右から３列目、利益剰余金の合計欄ですが、一段目が当期首残高で７０７万６，９４３円、その二つ下、当期純益が１２４万５，８３４円、これを加えまして一番下ですが、合計が８３２万２，７７０円となっています。

以上、平成３０年度宮原まちづくり株式会社の経営報告に代えさせていただきます。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 報告第４号、平成３０年度氷川町財政健全化判断比率等の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、平成３０年度氷川町財政健全化判断比率等について、別紙のとおりご報告いたします。

次のページをお開きください。平成３０年度氷川町健全化判断比率等の数値を記載しております。この報告は町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応が取られるように、関係書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものでございます。

早期健全化基準とは、市町村の財政規模に応じて政令で定められた基準でありまして、これを超えた場合は自主的な改善努力による財政健全化を図るため、財政健全化計画の策定や外部監査が義務付けられております。氷川町の比率であります、実質赤字及び連結実質赤字がなかったことから、ハイフンで表示をしております。

次に、実質公債費比率については５．２パーセントでありまして、早期健全化基準の範囲内であります。前年の５．７パーセントから０．５パーセント減少しております。主な要因といたしましては、合併振興基金の財源でありました合併特例債の償還が、平成２９年度で終了したことによるものでございます。

将来負担比率については、３０．４パーセントです。これは借入金残高のほか、将来負担すべき実質的な負債に当たる額の標準財政規模に対する割合でございます。

が、前年より３．３パーセント増加しているものの、早期健全基準を大きく下回っております。増加の主な要因といたしましては、合併特例債及び緊急防災減災事業債の残高の増加によるものでございます。

次に、平成３０年度氷川町資金不足比率であります。下水道事業会計で資金不足がなかったため、ハイフンで表示をいたしております。

以上で、報告を終わります。

○議長（上田健一君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 議案第４０号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が６月１４日に公布され、同法の中で児童福祉法、地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、関係条例を整備する必要があるためです。

改正内容につきましては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度を適正化するものでございます。

新旧対照表でご説明します。１ページになります。第１条氷川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部について、地方公務員法の欠格条項第１６条第１号の成年被後見人又は被保佐人が削られることに伴い、法第１６条第２号を法第１６条第１項に改めるものでございます。

１ページから３ページになります。第２条、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の改正について、期末手当条例第１４条、勤勉手当条例第１５条、休職者の給与条例第１６条の支給基準日前１カ月以内の支給要件から地方公務員法の失格条項第１６条第１項、成年被後見人又は保佐人に該当して同法２８条第４号、成年被後見人による失職の規定により失職を削るものでございます。

４ページになります。第３条、氷川町家庭教育保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、条例第２３条第２項第２号中の児童福祉法、第３４条の２０第１項第１号の成年被後見人又は保佐人が削られたことに伴いまして、同項第２号中の法第３４条の２０第１項第４号を法第３４条の２０第１項第３号に改めるものでございます。

4 ページから 5 ページになります。第 4 条、氷川町下水道条例の一部改正について、工事店指定の基準の第 6 条の 3 第 1 項第 4 号のア、成年被後見人若しくは被保佐人を削り、4 号のアからオを整理するものでございます。

6 ページになります。第 5 条、氷川町消防団条例の一部改正について、欠格条項 5 条 1 項第 1 号の成年被後見人又は保佐人を削り、第 2 号以降の号を繰り上げ、各号の文言を整理するものでございます。

以上で、議案第 40 号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第 41 号から議案第 42 号まで、続けて説明させていただきます。

まず、議案第 41 号、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしまして、さまざまな活動の場面で、旧姓を使用しやすくなるようにとの閣議決定を踏まえ、住民基本台帳施行令の一部改正が平成 31 年 4 月 17 日に公布され、氷川町でも旧氏での印鑑登録を可能とするため、条例の一部を改正するものです。

3 枚目の新旧対照表をご確認願います。第 5 条の第 2 項に旧氏を可能とする内容を記載しております。旧氏を使うには手続きが必要となり、印鑑登録証明書の氏名欄に旧氏が併記される形になります。システム改修での対応となります。この条例は国の施行に併せた令和元年 11 月 5 日から施行するものです。

これで、議案第 41 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 42 号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。氷川町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、手数料のうち、収集手数料いわゆるごみの指定ポリ袋の価格に関しまして、近隣自治体との均衡を保つため料金を改定するものでございます。

3 枚目の新旧対照表の裏面をご確認願います。中ほどにありますが、可燃物の大を 20 円から 30 円へ、可燃物の小を 10 円から 15 円に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

改正の主な理由として、八代市では大が 50 円、宇城市、宇土市が 35 円となっ

ており、近隣自治体との差を小さくするよう設定いたしました。また、令和6年度、八代市との焼却施設の広域化で、ごみ袋の単価を統一する計画もございます。今回、段階的に20円から30円に改定させていただきたいところです。なお、新しい袋につきましては、色を変え、若干厚みを厚くする予定です。販売を来年4月からとし、現行の袋は来年の6月までを使用可能とさせていただくよう計画しております。

これで、議案第42号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第43号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

令和元年度氷川町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億6,201万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ73億9,390万4,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。第2表、債務負担行為補正でございます。ふるさと納税事業支援業務でございます。平成29年度に3カ年、令和2年度までの設定をしておりましたが、今年度より寄附窓口を2カ所追加することで、限度額を超える見込みとなり、令和2年度までの限度額1,650万円を追加するものでございます。

5ページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。限度額の変更です。

1. 総務債を1億7,640万8,000円へ、2. 農林水産業債を9,410万円へ、3. 土木債を1億9,350万円へ変更するものです。

歳出の主なものについて、ご説明致します。13ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、13節、委託料1,100万円は、債務負担行為補正でご説明しましたが、ふるさと納税の寄附窓口を追加したことで寄附額の増加を見込み、委託料の不足が見込まれますので計上するものです。

50目、財政調整基金費、25節、積立金、2億5,000万円につきましては、地方財政法第7条第1項によります、平成30年度歳計剰余金の積立でございます。歳計剰余金の2分の1を下らない額を翌々年度までに積み立てることと規定されておりますので、今回計上するものでございます。

85目、ふるさと氷川応援基金費、25節、積立金2,000万円は、ふるさと氷川応援基金積立金でございます。ふるさと納税の寄附額の増加の見込みを基金へ積み立てるものでございます。

17ページをご覧ください。20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理

費、11節、需用費644万6,000円は、令和2年4月から販売する新たな指定ごみ袋の購入費で、大30万枚、小10万枚分でございます。25款、農林水産業費、5項、農業費、25目、農地費、18ページをご覧ください。15節、工事請負費771万7,000円は団体営農業農村整備事業分でございます。新田、鹿島地区及び野津地区、排水路改修工事の事業費不足分を計上するものでございます。17節、公有財産購入費502万6,000円は、竜北地区湛水防除事業関連で、排水運転に伴うごみのストックヤード及び分別場所としての用地を購入するものです。

19ページをご覧ください。30款、5項、商工費、5目、商工総務費、19節、負担金補助及び交付金4,800万円は、プレミアム付商品券事業交付金でございます。非課税者及び小さな子どもがいる子育て世帯が対象となり、5,000円の商品券を4,000円で購入でき、最大5セットまで購入できるものです。商品券を利用した取扱店からの請求により、交付金として交付するものです。25目、立神峡公園費、11節、需用費167万2,000円は、龍神橋及び火の国橋の補強修繕をするものでございます。35款、土木費、10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費、11節、需用費797万円は、地区からの要望によります町道4路線の維持修繕が主なもので、ほかに道路パトロールによる危険箇所の修繕分を計上いたしております。15節、工事請負費795万円の3工事につきましても地区からの要望によるものでございます。

20ページの15目、道路新設改良費、15節、工事請負費は、町道北川蜜柑山2号線及び町道立石穴田線道路改良工事が地区要望によるものです。町道今・桜ヶ丘線道路改良工事は、昨年度から続き、防災安全社会資本整備交付金事業でございます。

21ページの22節、補償補填及び賠償金の電柱移設補償金600万円は町道北川反甫北鹿野線及び今・桜ヶ丘線の道路改良事業に係るものでございます。

22ページをご覧ください。40款、5項、消防費、15目、消防施設費、19節、負担金補助及び交付金267万9,000円は、地区からの要望により柵地区に消防用モーターサイレン設置、北野津地区に消防格納庫修繕、東上宮地区に消火栓設置を行うための補助金でございます。

23ページをご覧ください。45款、教育費、15項、中学校費、5目、学校管理費、11節、需用費115万5,000円は、竜北中学校体育館のバスケットゴール電動巻き上げが故障し使用できなくなっているため、取替え修繕するものでございます。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。

8ページをご覧ください。45款、5項、5目、地方交付税、5節、普通交付税4,927万9,000円は、交付決定通知により補正するものでございます。

9ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、23目、商工費国庫補助金、5節、商工費補助金960万円は、プレミアム付商品券事業費補助金で5,000円の商品券を4,000円で購入できますが、その差額1,000円が国庫補助金となるものです。25目、土木費国庫補助金、5節、土木費補助金2,052万1,000円は、防災・安全社会資本整備交付金の道路改良事業に係るもので、内示により補正するものでございます。

70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金の主なものは、団体営農業農村整備事業補助金で事業費の増加により補助額の増となっております。

10ページをご覧ください。80款、5項、寄附金、5目、5節、一般寄附金、2,000万円は、ふるさと納税受付窓口の追加により寄附の増額を見込んでの計上でございます。85款、繰入金、5項、特別会計繰入金、20目、5節、介護保険特別会計繰入金725万9,000円は、平成30年度介護給付費負担金などの実績により、介護保険特別会計から町への返還金でございます。

11ページをご覧ください。95款、諸収入、20項、5目、5節、雑入の3,840万円は、プレミアム付き商品券を1セット4,000円で販売した販売収入でございます。99款、5項、町債、5目、総務債、10節、臨時財政対策債4,329万2,000円の減額は、交付税の算定結果に基づき補正するものです。

12ページの20目、土木債、15節、合併特例債3,010万円は、道路新設改良事業に充当するものでございます。

24ページからの給与費明細書及び26ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましてはご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第43号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第44号、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次の1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,524万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ１８億２，０８７万１，０００円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。７ページの歳出をお願いいたします。２５款、５項、基金積立金、５目、介護給付費準備基金積立金、２５節、積立金に５，０００万円を計上しています。３５款、諸支出金、５項、償還金及び還付加算金、１０目、償還金、２３節、償還金利子及び割引料に５，７９８万３，０００円及び２８節、繰出金に７２５万９，０００円を計上しております。これは平成３０年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の交付額が事業実績に基づき確定しましたので、国・県支払基金及び一般会計へ返還するものでございます。

続きまして、６ページ、歳入をお願いいたします。２０款、５項、支払基金交付金、５目、介護給付費交付金、１０節、過年度分に６５万５，０００円は、平成３０年度交付額が事業実績に基づき確定し、不足分の追加給付となります。４５款、５項、５目、５節、繰越金に１億１，４５８万７，０００円を計上しております。

以上で、議案第４４号、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてのご説明を終わります。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 議案第４５号、令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、１ページをご覧ください。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５５２万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億６，７５０万９，０００円とする補正でございます。

歳出から説明いたします。７ページをご覧ください。５款、５項、公共下水道事業費、５目、総務管理費、２７節、公課費ですが、消費税及び地方消費税の納付による補正額５５２万４，０００円であります。本年度、消費税確定申告により納付金が発生するものでございます。

続いて、歳入の説明に入ります。６ページをご覧ください。２５款、５項、５目、５節、繰越金５５２万４，０００円を増額するものです。これは歳出で説明しました増額分について、繰越金を補正し、支出するものです。

以上で、議案第４５号、令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 認定第１号、平成３０年度氷川町一般会計歳入歳出

決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度氷川町一般会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

決算の認定につきましては、配付しております別冊平成30年度における主要な施策の成果に関する調書の中で、事業の内容等を詳しく記載しておりますので、決算の概要についてご説明させていただきます。

まず、決算書の歳入の1、2ページをご覧ください。5款、町税であります、予算現額、調定額、収入済額は省かせていただき、次の不納欠損額は5項、町民税105万3,292円、10項、固定資産税294万395円、15項、軽自動車税19万7,600円であります。また、収入未済額、5項、町民税1,852万2,097円、10項、固定資産税2,656万9,135円、15項、軽自動車税283万9,159円でございます。

続きまして、3、4ページをご覧ください。55款、分担金及び負担金、10項、負担金の不納欠損額6万7,410円は保育料で、収入未済額86万7,340円の主なものも保育料でございます。60款、使用料及び手数料、5項、使用料の収入未済額79万7,900円の主なものは住宅使用料でございます。

続きまして、5、6ページをご覧ください。95款、諸収入、15項、貸付金収入の収入未済額2万円は、奨学金貸付金でございます。20項、雑入の収入未済額5万円は、すこやか赤ちゃん出産祝金返納金でございます。99款、町債、5項、町債で、予算現額と収入済額の差2億8,820万円につきましては、繰越事業などに係る予算現額と実際の借入額の差額の合計でございます。

次に、歳出でございます。7、8ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費の翌年度繰越額2,347万8,000円につきましては、団体営農業農村整備事業及び担い手確保経営強化支援事業分の繰越事業でございます。30款、5項、商工費の翌年度繰越額150万2,000円は、プレミアム付商品券事業分でございます。

35款、土木費、次の9から10ページをご覧ください。10項、道路橋りょう費の翌年度繰越額1億3,295万5,000円は、氷川町長寿命化橋梁点検事業など9事業分でございます。45款、教育費、10項、小学校費の翌年度繰越額1億8,807万1,000円及び15項、中学校費の5,995万6,000円につきましては、学校の空調設備設置事業分でございます。

続きまして、155ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額85億5,647万4,472円、歳出総額80億8,768万6,903円で、歳入歳出差引額4億6,878万7,569円でございます。翌年度へ繰り越す

べき財源の（２）、繰越明許費繰越額 2,485 万 9,000 円を控除いたしまして、実質収支額は 4 億 4,392 万 8,569 円となります。

次に、156 ページをご覧ください。財産に関する調書でございますが、増減があった主なものについてご説明致します。

157 ページから 158 ページをご覧ください。１．公有財産でございます。

（１）土地及び建物でございますが、総括表でご説明いたします。一番左、区分の行政財産の本庁舎ですが、右の土地の決算年度中、増減高 3,049 平方メートルの増は、役場西側の多目的駐車場の整備完了により、普通財産から移管したものでございます。

次に、本庁舎の 4 行下になります公営住宅、土地の決算年度中、増減高 682.09 平方メートルの増は、平成 29 年度をもって廃止した宅地開発特別会計で管理していた土地を移管したのが主な理由でございます。

その一つ下の公園の土地 2,343 平方メートルの増は、下宮はまどん公園用地の取得及び若洲農村公園用地が漏れておりましたので計上いたしております。

その下のその他の施設の土地 851.06 平方メートルの増は、移住体験住宅の整備が完了しましたので、普通財産から移管したものが主なものとなっております。

右に 3 列目の建物の木造 182.12 平方メートルの増は、移住体験住宅 3 棟分でございます。普通財産のその他の土地の 6,077.87 平方メートルの増の主なものは、野津防災公園用地として取得しましたものでございます。

159 ページから 162 ページは、明細になりますので省略させていただきます。

165 ページをご覧ください。出資による権利の一覧でございます。下から 3 項目めの宮原町昼表出荷組合から、出捐金 200 万円の全額返納がありましたので減額しております。

166 ページをごらんください。２の物品につきましては、20 万円以上の備品等の数量を掲載しております。平成 30 年度中に異動がありました分について、決算年度中、増減高で数量を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。３の債権につきましては、奨学資金貸付金の貸付及び償還が行われており、平成 30 年度末現在高は 540 万 8,000 円となっております。

167 ページをご覧ください。４の基金でございます。財政調整基金の決算年度中、増減高が 8,189 万 9,000 円の増となっておりますのは、一般会計の財源として 3 億 7,000 万円を取り崩し、また地方財政法第 7 条第 1 項の規定などによる積立 4 億 5,189 万 9,000 円を繰り入れたものでございます。合併振興基金の 6,916 万 2,000 円の減につきましては、地区活性化総合交付金などのソフト事業へ充当し、財源としたものでございます。減債基金 1,866 万 4,000

円の増は、熊本地震災害廃棄物処理基金補助金分の積み立てが主なものでございます。竜北物産館運営基金の１６３万６，０００円の増につきましては、竜北物産館の備品や修繕料の財源として１１７万６，０００円を取り崩し、また２８０万６，０００円を積み立てたものでございます。平成２８年熊本地震復興基金は、住宅リフォーム促進事業補助金、災害復旧分などに充当したため、４０２万円減額となっております。

以上で、平成３０年度氷川町一般会計歳入歳出決算書の認定についての概要説明を終わります。

○議長（上田健一君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 認定第２号、平成３０年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算の主なものについてご説明いたします。１、２ページをお開きください。歳入につきまして、５款、国民健康保険税に対する不納欠損額が１行目で５６４万４１７円となります。その主なものとして、医療給付費滞納繰越分が１０ページになります。１０ページの右から３列目、不納欠損額の７行目３８５万５，６７１円で、対象者世帯数は延べ４２５世帯となっております。同じページの歳入５款、国民健康保険税の収入済額は１行目４億４０７万５，４６５円となります。そのうち、５目と１０目の５節から１０節、現年課税分の収入済額の合算額は３億９，４５２万６，３５２円で、収納率は９６パーセントとなります。同じく１５節から２０節までの滞納繰越分の収入済額は、合算額で９５４万９１３円で、収納率は１４．７パーセントとなっております。

続きまして、１５、１６ページをお開きください。歳出、１０款、保険給付費の支出済額の下から３行目、１３億３，７４９万８，７８３円は、前年比１．３パーセントの減となっております。

２７ページをお開きください。実質収支に関する調書です。上から歳入総額２１億６，９２７万１，０３６円、歳出総額１９億９３万３，９９６円、歳入歳出差引額２億６，８３３万７，０４０円です。

次の２８ページをご覧ください。財産に関する調書です。国民健康保険基金の決算年度末現在高は４，４４６万６，７８２円となっております。

以上で、認定第２号、平成３０年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 認定第3号、平成30年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算の主なものをご説明いたします。29、30ページをお願いいたします。歳入、5款、保険料に対する不納欠損額は5万6,500円となります。内容は、滞納繰越分で対象者2名となります。

次に、事項別明細書の37、38ページをお願いいたします。歳入の5款、保険料の収入済額は3億4,713万6,200円です。そのうち現年度分の収入済額の合算額は3億4,663万700円で収納率99.4パーセントとなります。滞納繰越分の収入済額は50万5,500円で収納率11.2パーセントとなっております。

続きまして、47、48ページをお願いいたします。歳出の10款、保険給付費の支出済額は14億2,210万7,211円となり、前年比2.7パーセントの増となっております。

次に、55ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額17億2,711万9,722円。歳出総額15億7,303万2,233円、歳入歳出差引額1億5,408万7,489円となります。

右の56ページ、財産に関する調書をご覧ください。介護給付費準備基金の決算年度末現在高は、4,703万2,184円となっております。

以上で、認定第3号、平成30年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 認定第4号、平成30年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算について主なものをご説明いたします。歳入歳出決算書の57ページから58ページをご覧ください。歳入でございます。5款、分担金、負担金、5項、分担金、5目、分担金におきまして、収入済額866万2,950円であります。収入未済額が354万4,900円で、不納欠損額47万7,000円であります。次に10款、使用料及び手数料、5項、使用料、5目、下水道使用料でございますが、

収入済額１億３，００４万４２０円でございます。収入未済額が５７０万９，１８０円でございます。不納欠損額は３万７，１２０円となっております。

続きまして、歳出でございます。事項別明細書の６９ページ、７０ページをご覧ください。歳出につきまして、主なものをご説明いたします。

５款、５項、公共下水道事業費、１０目、公共下水道維持費におきましては１３節、委託料で、宮原浄化センター管理業務委託料４，１１４万８，０００円でございます。同じく１９節、負担金補助及び交付金で流域下水道維持管理負担金が４，８７３万５，１１４円でございます。

次のページの７１、７２ページをご覧ください。最上段の５款、５項、公共下水道事業費、１５目、公共下水道建設費におきましては１９節、負担金補助及び交付金で八代北部流域下水道事業建設負担金が３，０１６万８，０００円でございます。これは宮原処理区の北部流域編入に伴うものでございます。

続きまして、７３ページをご覧ください。実質収支についてご説明致します。歳入総額４億７，３２１万５，１０７円、歳出総額４億６，２１０万４，５５５円で、歳出歳入差引額が１，１１１万５５２円でございます。実質収支も同額の１，１１１万５５２円でございます。

７４ページからは、公有財産に関する調書が記載されておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上で、認定第４号、平成３０年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 認定第５号、平成３０年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算の主なものについてご説明いたします。８０、８１ページをお開きください。歳入につきまして、５款、後期高齢者医療保険料に対する不納欠損額は１行目ゼロ円でございます。

続きまして、事項別明細書８６、８７ページをお開きください。歳入、５款、後期高齢者医療保険料の収入済額は、１行目１億３１１万８，４００円です。そのうち５目と１０目の５節、現年度分の収入済額の合算額は１億２８５万３，５００円で収納率は９９．９パーセントとなります。同じく１０節、滞納繰越分の収入済額は２６万４，９００円で収納率８４．１パーセントとなります。２０款、繰越金につ

きまして、主なものは一般会計より保険基盤安定繰入金としての収入済額、下から9行目になりますけども、4,949万1,034円を繰り入れしております。

90、91ページをお開きください。主な支出といたしまして、10款、後期高齢者医療広域連合納付金として、中ほどの行ですが、1億5,253万3,334円を支出し、前年比4.1パーセントの増となっております。

最終ページ、94ページをお開きください。実質収支に関する調書です。上から歳入総額1億5,893万6,340円、歳出総額1億5,693万6,521円、歳入歳出差引額199万9,819円です。

以上で、認定第5号、平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第1号につきましてご説明をいたします。

次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町今119番地。

氏名 村山 賢一。

生年月日 昭和41年11月19日生まれでございます。

同氏は、平成27年4月1日から、教育委員会委員の職務に精励をいただいております。教育に対する熱意が強く、温厚で実直な人柄が示すとおり、献身的にその職務にご尽力をいただいております。今後も教育委員としての活躍が期待できますので、再任いたしたく同意をお願いするものでございます。

○議長（上田健一君） 次に、決算の認定について、監査委員から審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。

監査委員、島田博行君。

○代表監査委員（島田博行君） 監査を実施いたしましたので報告いたします。

審査意見書の最終ページ、31ページをお開きください。令和元年7月16日付で、町長より審査に付されました平成30年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計決算について審査しましたので、その結果及び意見を申し述べます。

各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、各課より提出いただいた主要な施策の成果に関する調書ほか関係書類をもとに各担当課より事業内容、事務処理等について聴取しながら審査を実施いたしました。提出された決算書類は、いずれも地方自治法施行規則に示された様式に基づいて作成されていて、各決算の数値についても適正であるこ

とを認めます。

続きまして、1の予算執行について意見を申し述べます。2ページの第1表から3ページの第3表に記載しましたとおり、一般会計と各特別会計の歳入歳出決算額の総額は、歳入が130億8,501万6,677円、歳出が121億8,069万4,208円であります。歳入の収納率は98.9パーセント、歳出の執行率は94.3パーセントで、翌年度への繰越額を差し引いた執行率は97.3パーセントとなっています。歳出予算の執行率を各会計別にみると、一般会計93.0パーセントで翌年度繰越額を差し引いた執行率は97.5パーセント、国民健康保険特別会計95.6パーセント、後期高齢者医療特別会計97.8パーセント、介護保険特別会計97.9パーセント、下水道事業特別会計98.4パーセントとなっています。

予算執行において、目間内の流用が一般会計において1件、節間内の流用が一般会計において9件ありました。件数は多かったものの、いずれも想定外、緊急的な事案と思われます。また予備費の流用は、介護保険特別会計で1件ありましたが、こちらも想定外、緊急的な事案と思われます。

次に、2の財政運営について報告いたします。実質収支の状況については、各会計に記載しているとおりです。一般会計では、実質収支比率が平成27年度11パーセント、平成28年度10.1パーセント、平成29年度16.5パーセントでしたが、平成30年度は10.9パーセントとなっています。

平成31年版地方財政白書における、平成29年度決算の市町村平均4.1パーセントを上回っています。財政構造の弾力性の指標である、経常収支比率は93.2パーセントで、平成29年度より1.8ポイント上昇しています。これは人件費が前年度比0.7パーセント、補助費等が前年度比0.7パーセント、繰出金が前年度比1.1パーセント伸びたためと思われます。一般的に市町村にあっては、75パーセント程度が望ましいと見られていますが、平成31年版地方財政白書の平成29年度決算によると、経常収支比率が80パーセント未満に7.2パーセント、80パーセント以上90パーセント未満に40.2パーセント、90パーセント以上に52.6パーセントの市町村が位置しています。

財政力指数は、平成30年度は0.28パーセントで、前年度比0.01パーセント減少しました。自主財源における町税及び国民健康保険税の不納欠損額及び収入未済額が増加傾向にあり、税の公平性を保つためにも早急に徴収対策を講ずる必要があると思われます。

今後も産業の振興、生産年齢人口の増加など、定住化等に努力され、課税客体の増加に努められることを望み、将来にわたり安心・安全なまちづくりができる財政運営をお願いしたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。

11時30分まで、暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

—————○—————

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第40号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 質疑というよりも、もう少し、説明をいただきたいと思います。

先ほど、ごみ収入手数料、いわゆるごみ袋の金額を引き上げることですが、近隣町村との均衡を保つ必要があると言われました。八代市が50円ですかね。将来は、この料金を合わせるようにしたいと、統一したいというふうに言われましたけども、自治体独自でこの袋についていえば、さまざまあるわけですよ、値段がですね。

だから、もう一度、お伺いしたいのは、均衡を保つ必要があるというふうに提案理由の中で言われたので、どうして均衡を保たなければいけないのか。これを一つ、お伺いしたい。先ほど言われた、宇城市も八代市も、それから氷川町も現在は金額が違うわけですね。全部同じ金額、高いほうに合わせるんですか。低いほうに合わせるんですか。それは検討されているんですか。それをお聞かせください。

○議長（上田健一君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） ただいまのお尋ねですけども、具体的には、そのほかにも理由がございます。申し上げさせていただきたいと思いますが、まず、先ほど申し上げました、繰り返しになりますけども、近隣自治体の均衡を保つためということで、八代市、宇城市、宇土市との価格を参考に設定をいたしました。

繰り返しになりますけども、大のほう八代市が50円、宇城市、宇土市が35円

となっております。小につきましては、八代市が20円と35円、宇城市、宇土市が13円と20円、ともに2種類ずつございます。

また、特に八代市とは5年後の令和6年度から焼却施設の広域化が計画されております。八代市とのごみ袋の統一化も協議の段階では同一にすることで計画をされておりますので、段階的に今回、設定をいたしたところでございます。

そのほかの理由といたしましては、排出者への応分の負担を求めるということで、処理費用のことに關しまして、意識を高めていただきたいと、こういうことでコストの意識、リサイクルの推進などによりまして、ごみの減量化が期待できるわけでございます。

先ほど申し上げました、八代市との広域化に向けまして、現段階では、氷川町のごみのほうが一人当たりの量が多く出されている状況でございます。ごみの減量化に向けて、今、推進をしているところでございます。

そのほか、財政面からは、少子高齢化が進む中、今後、大幅な収入が見込めない状況でございます。昨年度、八代生活環境事務組合の負担金、ごみ袋の製作にかかる費用など、ごみにかかる経費が約1億3,000万円かかっております。ごみ袋の販売につきましては、昨年度、約48万枚ございました。袋一枚に対しまして、約270円程度の経費がかかっていることになります。この約11パーセントを皆さまに負担していただく形となるわけでございます。さらに近年の原料の高騰化によりまして、一枚当たりの製作費も増えております。これらのことで改定させていただきたいと思っております。

また、必要性ということで、近隣の自治体のほうで価格が高くなっております。どこでも今、お店がいろいろ売ってあるところがあります。宇城市が売ってあるところ、八代市が売ってあるところ、氷川町が売ってあるところ、そういったお店で金額の差がございまして、よその自治体に出すとか、出されるとか、そういったこともちょっと懸念されるわけでございますので、そういったことを考えまして改定とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今、課長の説明をいただいたわけですが、ごみの減量化というのは、私たちにとってみれば一番大きな課題になっているわけですね。だから、町としてもいろんな取り組みをやってきました。一定の料金が上がるのは仕方がないかなという声があるのも確かです。だから、なぜ、これだけ多くのごみ処理にお金がかかっているんだっていうのも、私は説明をしないと、ただただ近隣自治体との均衡を保つためだけでは、町民は納得されないというふうに思うわけです。

先ほど言われましたけども、1枚当たりの製作費、そして販売して販売手数料はいろんな方法があるかと思うのですが、やはり今、レジ袋も有料化になったんですよ。でも、それは必要だと思って、あれに大きな声をあげて反対する人いないんです。分かっているからということですね。だから、私はこのごみ袋を上げることについては、致し方ないかなと思うのですが、やはりそれにはそれなりのしつかりとした説明をやっていただきたい。ごみの処理にどれだけかかっているかというのを議会でも私は言ってきましたけど、それが伝われば納得される人もいると思うんです。だから、ぜひそうしていただきたい。

また、八代市の人にいろいろ聞きました。氷川の人にも聞きました。「袋が頑丈かばい、うちのが」と言うところもあるんですよ。だから、その辺も検討して、そして、これだけ必要だからというのを私は町としては、上げる以上は理由をもう少ししっかり伝えていただきたい。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

米村洋君。

○9番（米村 洋君） 町長、このごみの手数料値上げと、10円ぐらい上げますよということだけど、結局、近郊に合わせるというのは説明している、バランスを取りたいということでしょうけれど、ちょっと安いと思うんだね、上げるそのものが。上げるんだったら50円ぐらい上げたらどうですか。

なぜかという、例えばごみの本当の減量化するということを町民に、それだけの負担をしてもらわないといけない。非常にごみ袋が安いから、ごみの減量化というのは推進できない、啓発的にもやってない。もうちょっと町民の認識を理解していただくことは必要じゃないですかね。

本来ならば、先々は同じ同額にするということ。だから、町長の考えとしては急激に上げると、やっぱり町民感情というのがありますから、今のところ10円ぐらいということでしょうけど、本来ならば目的は何なのかということですよ。

例えば、今、泉、東陽というような八代市のごみ袋50円、氷川町のごみ袋が20円、この辺のところも氷川町のごみ袋を、八代市民がそういうところのを買って、氷川町のステーションに捨てているというような現状もあるわけですよ。だから、将来においてということなくではなくて、本当はもうドンと上げてしまったほうがいいというのが私の考えですよ。

尾村君、隣市というところに均衡を図ってというのではなくて、真剣にごみの減量化に取り組むということは、町民の意識を高めるということ、必要性があるということ、今、吉川議員が言ったことも本当ですよ。それは、きちんとした説明責任を果たすということ、町民の人たちも納得しますよ。

今後は、しっかりした町民の意識というか、理解を説明していただいて、ごみに対しての取り組みということを真剣に考えていただくということをもう1回、課長からご答弁いただけますか。

○議長（上田健一君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） ただいま、ご意見いただきまして誠にありがとうございます。町民のお知らせということで、周知をチラシで行いたいと計画しております。同じ時期になるか分かりませんが、広報誌でごみの減量化に向けて推進をさらに、また強化していきたいと考えているところでございます。

先ほど、吉川議員のほうからありましたけども、よそは頑丈だと話がありました。今回、少し厚みを厚くして製造をしたいなと、製作に取りかかりたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 課長、ちょっと聞きたいんですけど、今の電気生ごみ処理機の補助金、100台なら100台の補助金のあった中に、あとどれぐらい、何台分が残っているのか。それはどうですか。

○議長（上田健一君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 先週末で47台補助をしております。1台、購入されたという話を聞き及んでいるところでございます。

○9番（米村 洋君） 何台、残っているのですか。

○町民課長（尾村幸俊君） 残りが52、3台分です。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 尾村君、今現在、ちょっと火花が上がっているようだけど、もう今、鎮火しているわけだ、もう下火になっている。これをやっぱり継続していくためには、徹底したごみの減量化ということ、町民の皆さんに理解してもらうことが必要だね。

もう1回、町長、どうですか、その辺のところ。決意をお伺いしたいんですが、いいですか。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ごみ袋の金額の増額に対して、さまざまご意見をいただいているところであります。おっしゃいますとおり、町民の皆さま方のご理解なくしてはこの事業は進んでまいりませんし、ごみの袋の増額につきましても、町民の皆さん方にしっかりその内容を説明をし、ご理解をいただく必要があるというふうに私も思っておりますので、丁寧に説明をしていきたいと思っております。

併せまして、ごみの減量化につきましては、確かに議員の皆さま方にも電気生ごみ処理機を購入していただきました。今、それぞれ各家庭に普及をしているところがありますが、なかなか一足飛びには進んでいかないということでございますので、これからもしっかり粘り強く進めていきたいと思ひますし、私もあらゆる会合の場でこのことにつきましてはお願いをしているところであります。これもやはり町民の皆さま方のご理解なくしては進んでまいりませんので、これからもしっかりまたその普及・推進にあたってまいりたいというふうに思っております。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） この分は、委員会付託ということになりますので、委員会の中でお尋ねしようかと思ひていたんですけども、まず、半年間ありますから、広報手段ということも今、課長のほうからチラシとか、広報誌とかで周知するということがあったのですが、20円が将来的には、令和6年には八代市並に50円にということで、米村議員のほうからも50円という話もあったのですが、一気に呵成に50円というのは反発が強かろうということからして、30円にしようということだと思ひんですが、町長、この辺のところが、あと年数ありますから、もう1回ワンクッション置くというか、40円にするとか、そういったことはお考えでしょうか。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 現時点では考えておりません。ただ、状況を見て、その必要があれば、その判断をしたいと思ひておりますけども、現時点では考えておりません。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

次に、議案第43号について質疑ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号から議案第45号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思ひますが、

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号から議案第45号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時47分